

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施設名	香東川公園	所在地	高松市円座町835番地
設置目的	都市公園		
規模	31.8ha	設置年月日	昭和48年4月1日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	香川県造園事業協同組合	指定期間	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
委託業務の内容	①施設の維持管理業務 ②施設の運営業務	県からの委託料	令和3年度 17,944千円 令和4年度 17,944千円 令和5年度 17,944千円 令和6年度 17,944千円 令和7年度 17,944千円
導入効果	①経費の節減 直営の場合と比べ、年間約130万円の節減がなされている。 ②施設管理、法令等の遵守等 草刈回数の増加など、従前の管理水準や仕様書等に定める水準以上の頻度で実施されている。施設の適正な管理等の点で、利用者から好意的な評価をされている。 ③サービス水準の向上 特色ある自主事業の実施 ・他の公園と連携したスタンプラリー ・地域との連携（協働清掃、職場体験学習） ・各種教室や大会（サッカー、たこ揚げ、ウォーキング）		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理由	以下の2点により、指定管理者制度を継続することが妥当である。 ①管理・運営経費の比較 直営で管理運営を行う場合と比較して効率的であり、経費を抑えられる。 ②事業の実施内容 指定管理者の創意工夫により、利用者サービスの向上が図られている。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	公募
非公募の場合、その理由	